

仙台市公告第 627 号

路面下空洞調査業務に係る調達を総合評価一般競争入札に付するので、次のとおり仙台市契約規則第5条の規定に基づき公告します。

令和6年 7 月 8 日

仙台市長 郡 和子



1 契約担当部局

〒980-0802

仙台市青葉区二日町12番34号二日町第5仮庁舎5階

仙台市建設局道路部道路保全課保全計画係

電話 022-214-8415

Mail ken010165@city.sendai.jp

2 入札に付する事項

業務名・業務目的・業務内容・業務箇所・履行期間
別紙入札説明書のとおり

3 入札方法及び入札参加手続き等

(1) 入札の方法

本業務委託の入札は、紙入札とする。

(2) 入札参加手続き

入札参加者は、下記の書類を契約担当部局に提出するものとする。

① 入札書

② 技術資料等

(3) 提出期限

令和6年7月31日 午後5時まで（送付の場合は必着）

(4) 提出方法

契約担当部局あてに書留郵便又は持参にて提出すること。

4 入札参加資格

入札に参加できる者は、開札日現在において次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本手続を実施する年度の仙台市競争入札参加資格者名簿における建設コンサルタント道路部門、建設コンサルタント土質部門又は地質調査に登録されている者であること。
- (3) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱(昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁)第 2 条第 1 項に規定する指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)により更生裁判所に更生事件が係属している株式会社でない者であること。
- (5) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)により再生手続開始の申立てがされ、再生手続開始の決定がされ、又は再生計画が遂行されているものでない者であること。
- (6) 仙台市税(市内に本店、支店又は営業所を有しない場合を除く。)並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成 20 年 10 月 31 日市長決裁)別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

5 設計図書等の閲覧及び設計図書等に対する質問・回答

(1) 設計図書等の閲覧期間及び場所

設計図書等は、令和 6 年 7 月 8 日から令和 6 年 7 月 31 日まで本市のホームページにおいて公表する。

(2) 設計図書等に対する質問及び回答

①受付方法

質問は電子メールにより提出するものとし、メール送信後、電話にて契約担当部局にメール着信を確認すること。

②回答方法

回答は提出された質問を取りまとめの上、ホームページにて公表することとし、口頭による個別対応は行わない。

③質問受付期間及び回答期日

・質問受付期間

令和 6 年 7 月 8 日から令和 6 年 7 月 22 日 午後 5 時まで(必着)

・回答期日

令和 5 年 7 月 24 日 午後 5 時

6 入札の執行

入札の執行は、次のとおりとする。

(1) 入札は、1回に限りこれを行う。

(2) 開札の日時及び場所

令和6年8月1日 午後2時

仙台市青葉区二日町12番34号二日町第5仮庁舎5階会議室

7 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

落札者については、落札候補者の入札参加資格の有無及び技術資料等を審査し、決定するものとする。

落札候補者は、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)「総合評価の方法」によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者とする。

- ① 入札金額が予定価格の制限の範囲内にあること
 - ② 入札に係る性能等が、入札公告及び入札説明書において明らかにした技術要件のうち、必須とされた項目の最低限の技術的要件をすべて満たしていること
- なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を定めるものとする。

(2) 総合評価の方法

- ① 評価は、開札後、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行ったものについて、入札価格及び技術資料等に基づき行うものとする。
- ② 評価は、「価格評価」及び「技術評価」に区分し、その配点を次のとおりとする。
 - ア 価格評価点 30点
 - イ 技術評価点 70点
- ③ 総合評価点は、次の算定式により算定する。
総合評価点＝価格評価点＋技術評価点
- ④ 価格評価点は、次の算定式により算定する。
価格評価点＝150点×(1－入札価格／予定価格)〔小数点第4位切捨て〕
ただし、入札価格が予定価格に10分の8を乗じた価格(以下「基準価格」という。)を下回る者については、算定中の「入札価格」を「基準価格」と読み替えて価格評価点を算出するものとする。
- ⑤ 技術評価の概要は以下のとおりとし、評価項目及び評価基準の詳細は、入札説明書による。
 - ア 簡易な施工計画
 - イ 企業の履行能力

ウ 配置予定技術者の評価

(3) 落札決定予定日

令和6年8月23日

8 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結を行わない。

(1) 「4 入札参加資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。

(2) 提出書類に誤った申告を記載したことが明らかになったとき。

9 技術者の配置

本業務を受注した場合の技術者の配置については、技術資料に記載されている者を配置しなければならない。

10 契約規則等

仙台市契約規則等は、契約担当部局において閲覧することができる。

11 入札金額

入札金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額とする。

12 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格者以外の者がした入札
- (2) 一の入札について同一の者がした二以上の入札
- (3) 金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (4) 所定の日時まで到達しなかった入札
- (5) 「3 (2) 入札参加手続き」に規定されている書類が添付されていない入札
- (6) 明らかに不正と認められる入札
- (7) 入札者の記名のない入札
- (8) 入札金額を訂正している入札
- (9) 郵送にて入札を行う場合、書留郵便以外の方法による入札
- (10) その他入札に関する条件に違反してなされた入札

13 契約金額

契約金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

14 入札保証金

仙台市契約規則第7条第1項第3号の規定により免除する。

15 契約保証金

仙台市契約規則第20条第1項第8号の規定により免除する。